

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号二に規定する厚生労働大臣が別に定める基準

(平成二十年十一月十一日)

(厚生労働省告示第五百十六号)

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年/文部科学省/厚生労働省/令第二号)第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年/文部科学省/厚生労働省/令第三号)第四条第二号二の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号二に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号二に規定する厚生労働大臣が別に定める基準

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(以下「養成施設規則」という。)第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「学校規則」という。)第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令(以下「科目省令」という。)第四条第二号二に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

- 一 養成施設規則第三条第一号ト(4)、学校規則第三条第一号ト(4)又は科目省令第四条第二号二に規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)を行う者は、別表の分野の欄に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であること。
- 二 イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの以上(ロ及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にとっては、別表演習分野の項に定めるもの以上)であることとし、ロ及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの以上(イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にとっては、別表実習分野の項に定めるもの以上)であること。
- イ 養成施設規則別表第一、学校規則別表第一並びに科目省令第一条第十六号及び第三条第十三号に定める相談援助演習
- ロ 養成施設規則別表第一、学校規則別表第一並びに科目省令第一条第十七号及び第三条第十四号に定める相談援助実習指導
- ハ 養成施設規則別表第一、学校規則別表第一並びに科目省令第一条第十八号及び第三条第十五号に規定する相談援助実習
- 三 社会福祉士実習演習担当教員講習会を行う者は、当該講習会の課程を修了した者に対し、別記様式による社会福祉士実習演習担当教員講習会修了証を交付すること。

## 別表

分野	科目	履修方法	時間数	
基礎分野	社会福祉士論	講義	1.5	
	相談援助の基盤と専門職	講義	1.5	
	相談援助の理論と方法	講義	3	
演習分野	相談援助演習概論	講義	1.5	
	相談援助演習方法論	講義	2	
		演習	4	
	相談援助演習方法論	講義	2	
		演習	4	
	相談援助演習方法論	講義	2	
		演習	4	
	グループを活用した効果的な演習教育	講義	3	
	実習分野	実習指導概論	講義	1.5
		実習指導方法論	講義	2
		演習	4	
実習指導方法論		講義	2	
		演習	4	
実習指導方法論		講義	2	
		演習	4	
実習指導方法論		講義	1.5	
		演習	1.5	
合計			51	

## 備考

- 一 相談援助演習方法論 は、相談援助演習のシラバスの作成方法に関する事項を含むものとする。
- 二 相談援助演習方法論 は、相談援助演習の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。
- 三 相談援助演習方法論 は、相談援助演習において使用する教材に関する事項を含むものとする。
- 四 実習指導方法論 は、相談援助実習の意義に関する事項を含むものとする。
- 五 実習指導方法論 は、相談援助実習指導の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。
- 六 実習指導方法論 は、相談援助実習における教育上のスーパービジョンに関する事項を含むものとする。
- 七 実習指導方法論 は、相談援助実習の評価方法に関する事項を含むものとする。

別記様式

社会福祉士実習演習担当教員講習会修了証

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			

上記の者は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第3条

第1号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年  
 文部科学省 令第2号)第3  
 厚生労働省

条第1号ト(4)又は社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年  
 文部科学省 令第3号)  
 厚生労働省

第4条第2号二に規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

科目名	時間数
合計	

平成 年 月 日

所在地

法人・機関名

法人・機関代表者名

印